

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水 : ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市洪水ハザードマップ」等によると、当商工会地域内に流れる安川、太田川が台風、豪雨等で氾濫した場合、0.5m以上3m未満の浸水が想定されている地域が広範囲に広がっている。

■広島市洪水ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17890.html>

■洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■太田川河川事務所 HP : [太田川水系洪水浸水想定区域図](#)

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html>

■広島県河川課 HP : [平成27年水防法改正に基づく、洪水浸水想定区域の指定状況](#)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html>

(浸水 (内水) : ハザードマップ)

広島市が公表している「広島市浸水 (内水) ハザードマップ」によると、過去最大降雨と同様な雨が、当商工会が立地する地域に一律に降った場合の浸水を想定している。過去最大降雨とは明治21年以降、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大のものであり、その降雨量は1時間雨量121mmである。

■浸水 (内水) : <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/2779.html>

(土砂災害 : ハザードマップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市土砂災害ハザードマップ」によると、当商工会地域は平野部が少ない地域であり、山林を切り開いて造成した住宅地が広がっており、土石流や崖崩れ等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地である。

■広島市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/2663.html>

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

(地震 : 広島市地震想定報告書・広島市地震防災マップ)

「広島市地震想定報告書」及び「広島市地震防災マップ」によると、南海トラフ地震においては最大震度6弱の地震が30年以内に70%~80%の確率で発生すると予想されている。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震においては最大震度6弱の地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると予想されている。

また、発生時期および確率は不明だが、広島市近郊において現在確認されている断層を震源とする地震が想定されている。具体的には、五日市断層による地震において最大震度6強、己斐-広島西緑断層帯による地震において最大震度6強、岩国断層帯による地震において最大震度5強、広島湾-岩国沖断層帯による地震において最大震度6弱の地震が発生すると予想されている。

■広島市地震被害想定報告書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17847.html>

■広島市地震防災マップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/484.html>

(2) 商工業者の状況

①経済センサスからの事業者数

(表1) 安古市町商工会地域の商工業者数等

商工業者等数	2,114者(平成26年経済センサス)
小規模事業者数	1,738者(平成26年経済センサス)
商工業者の会員数	1,152者(令和2年9月30日現在)

②当会の会員における業種別の商工業者

(表2) 令和2年9月30日現在

	商 工 業 者 等 数
建設業	420
製造業	57
卸売業	16
小売業	148
飲食業	78
サービス業	239
不動産業	124
その他	70
計	1,152

(3) これまでの取組

1) 広島市の取組

(1) 防災計画等の策定状況

・広島市危機管理計画

(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対応計画)

・広島市地域強靭化計画

(2) 防災訓練の実施

・個別訓練の実施

・広島市総合防災訓練の実施

・区防災訓練の実施

・学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

(3) 防災備品の備蓄

平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞在者、約12万1千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1日分の食料・生活必需品等を備蓄している。
2日目以降は、県や被災地外から調達することとする。

2) 当会の取組

- ①事業者BCP2者策定支援
- ②広島県共済と連携した火災共済等の加入および契約内容の説明・見直し促進
- ③商工会BCPの策定
- ④LINEWORKS（非常時連絡網の活用）の活用
- ⑤小規模事業者被災地型持続化補助金6者申請支援
- ⑥H26大雨による災害時、区役所より復旧事業所登録の要請・会員への被害状況の問合せ・被害規模により支援金援助

II. 課題

- ・地域内の災害リスクについての認識が不十分である。
- ・緊急時の取組については、緊急連絡網の整備等にとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。
- ・当会の商工会BCPの策定、緊急時の事業者の被害状況を把握する方法および支援に向けた関係機関との連絡体制が構築できていない。
- ・保険・共済に対する助言を行うことができる経営指導員等職員が不足している。
- ・事業者による災害リスクの認識とそれに対応した保険の加入、BCPの策定等が進んでいない。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・巡回や窓口指導時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入への加入促進や加入内容の見直し等を共済や保険会社と推進する。
- ・発災時における円滑な連絡体制を確保するため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から確立する。
- ・事業所BCPの作成支援を行う。

【成果目標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援対象事業者数	8者	8者	8者	8者	8者
うちBCP作成事業者数	4者	4者	4者	8者	8者

※支援対象事業者数 経営指導員1名×2者で算出

BCP作成事業者数 経営指導員1名×1者(令和3年度～令和5年度)で算出

BCP作成事業者数 経営指導員1名×2者(令和6年度～令和7年度)で算出

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と広島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1.事前対策〉

近年多発する自然災害や事故・病気・感染症など日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 経営指導員が巡回時にハザードマップを携帯し、警戒区域の事業所に対しては、自然災害のリスク及び被害を軽減するための取組や対策（共済加入・防災情報の収集方法等）について説明を行う。
- ② 商工会会報や当商工会のホームページ及びSNS（Facebook・Twitter等）を活用した国の施策紹介やリスク対策の必要性、各種共済の紹介などの周知を行う。
- ③ 小規模事業者に対して、事業継続の取組に関する専門家を招いた防災セミナーを開催し、防災に対する意識の持ち方や行政の施策、各種共済の紹介を行う。
- ④ 事業者BCPの策定（取組可能な簡易的な計画）による実効性のある取組や推進について指導及び助言を行う。

2) 安古市町商工会事業継続計画の作成

商工会自身の事業継続計画を作成し、商工会が被災した際も即時に地域小規模事業者の支援が行えるように備える。（内容は別添安古市町商工会事業継続計画（BCPマニュアル）のとおり）

3) 関係団体等との連携

行政機関及び広島県共済、日本政策金融公庫との連携強化のため年1回以上の勉強会を開催する。

4) フォローアップ

令和3年度においては、財務状況を把握している記帳指導事業者の中から作成希望者4者を選定し、伴走した計画策定、取組状況の確認を行う。

当会及び当市、市内他商工会等と必要に応じて、状況確認や改善点等について協議する。

【5カ年計画目標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP支援事業者数	4者	4者	4者	8者	8者
フォローアップ数	20回	20回	20回	40回	40回

※BCP支援対象事業者数 経営指導員1名×1者（令和3年度～令和5年度）で算出

経営指導員1名×2者（令和6年度～令和7年度）で算出

フォローアップ回数 1事業者×5回で算出

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害が発生したと仮定し、各関連機関との連絡ルートの確認等を行う（訓練は「安古市町商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」に沿って実施する）。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、BCPマニュアルをもとに下記の手順で被害状況を把握し、関連機関へ連絡する。

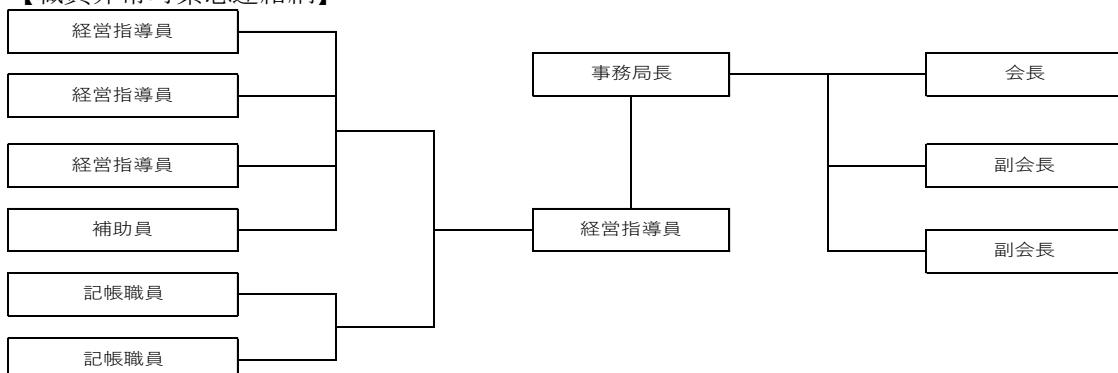
1) 応急対策の実施の確認

- ① 発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ② 安古市町商工会事業継続計画に基づき、LINEWORKS、電話、メール等を利用した安否確認及び業務従事の可否、被害状況等を当会と広島市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ① 当商工会と広島市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
交通機関の停止、道路の寸断、暴風雨等により出勤が困難な場合は、出勤はせず職員各自の安全確保を優先し、安全を確保できる状況になった時に出勤する。
- ② 職員全員が被災する等により応急対策できない場合の役割分担を決める。
- ③ 会員事業者の大まかな被害状況を確認し、10 日以内に情報共有する。
- ④ 職員に対しての事務連絡は A. LINEWORKS B. 電話 C. メールの順で情報伝達を行う。

【職員非常時緊急連絡網】



【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・当地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・当地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・当地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・当地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

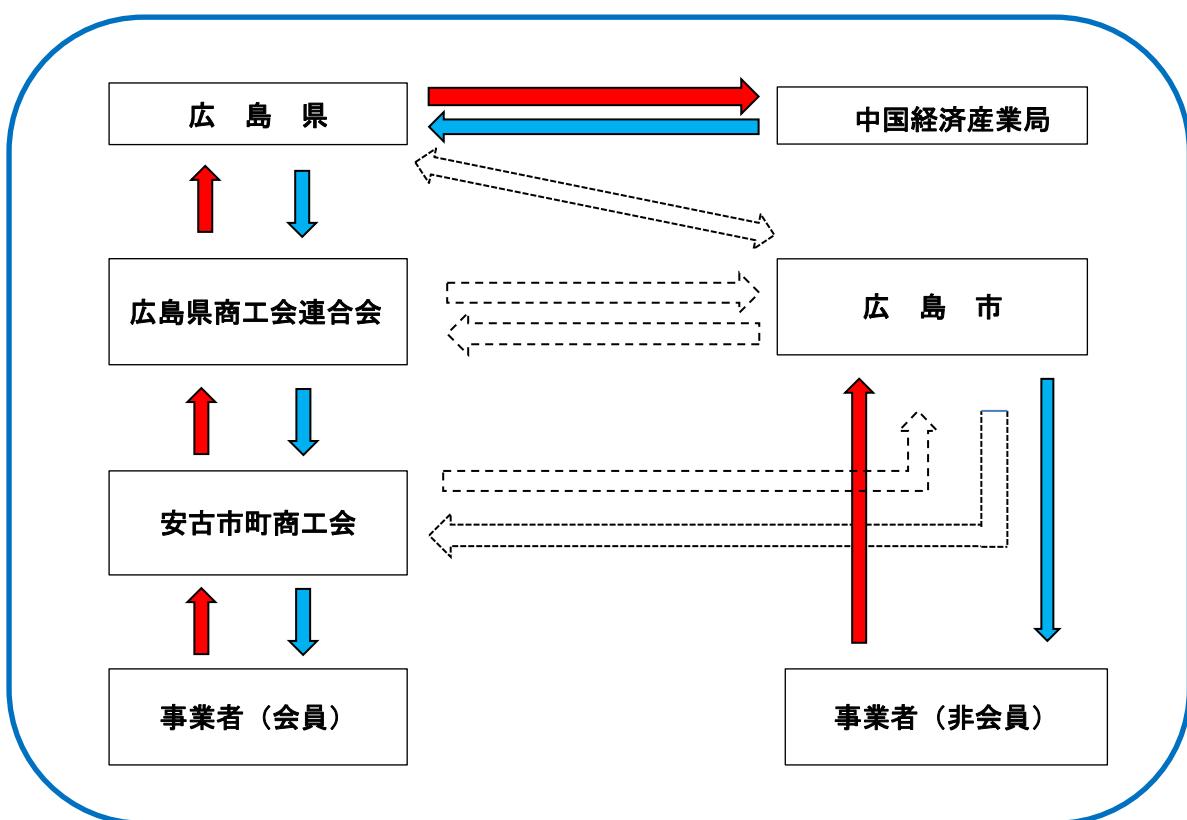
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

⑤ 本計画により、当商工会と広島市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上情報共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上情報共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と広島市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と広島市が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。（メールまたはFAX）
- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し広島市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、広島市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市、全国商工会連合会、日本商工会議所等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

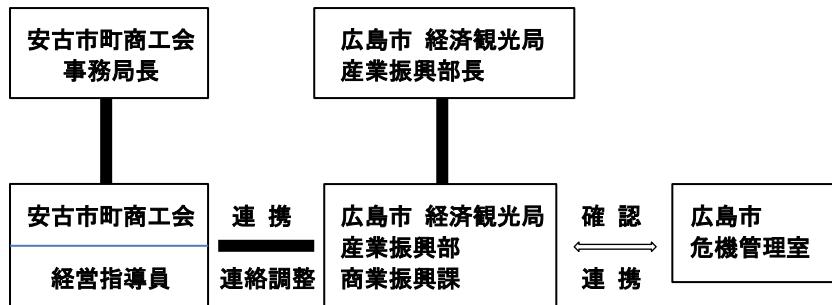
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年6月現在)

- (1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員等の氏名、連絡先

佐藤 辰郎 (安古市町商工会 TEL 082-877-1180)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会、関係市町連絡先

- ①商工会

安古市町商工会

〒731-0123 広島県広島市安佐南区古市3丁目24-22

TEL : 082-877-1180 FAX : 082-876-0593

E-mail : yasufuru@hint.or.jp

- ②関係市町

広島市役所 産業振興部 商業振興課

〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町1丁目6-34

TEL : 082-504-2236 FAX : 082-504-2259

E-mail : syogyo@city.hiroshima.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	815	815	815	815	815
セミナー開催費	270	270	270	270	270
委員会運営費	45	45	45	45	45
パンフ、チラシ作成	250	250	250	250	250
チラシ配布郵送料	100	100	100	100	100
備蓄品等消耗品費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ① 広島県小規模事業経営支援事業指導事務費補助金
- ② 会費収入
- ③ 特別賦課金、受託料
- ④ 国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	